

章		見出し	条	項	条文	意見
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条	1	市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される議事機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。	
				2	市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。	
				3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	○議会のインターネット中継について、もっと宣伝したらどうか。
				4	市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	
第5章	執行機関	市の職員の責務	第12条	1	市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。	
				2	市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	○異動した職員や新人職員に対して、まずは自分の業務に関する研修が必要ではないか。 ○会計年度任用職員等も、実務的なことだけでなく、公務員としての倫理や接遇の研修も必要ではないか。
第6章	総合計画	総合計画	第13条	1	市長は、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。	○総合計画に掲げる事業については、市広報などで図やイラストを使用して分かりやすく示している。このような、市民の目に触れる取組は続けて欲しい。
				2	総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。	
				3	市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。	
				4	市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。	
第7章	行政運営	情報の提供及び公開	第15条	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	○携帯のLINEで市広報は見れるようになっているが、QRコードを読み込むことが出来ない。
				2	市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。	
				3	情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。	
	危機管理	第23条			市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	○自主防災組織率は、県の基準でなく、市の基準で表示した方がよい。 ○災害対策基本法にない生活の平穏についても守ることとしており、災害以外の一般的な危機(不審者・事故・感染症)に対しても守るという趣旨になっている。

章	見出し	条項	条文	意見	
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	1 市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	○防府市自治基本条例の解説について、時代に即したものになるよう見直しをすべきではないか。
				2 参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	
	意見聴取	第27条		1 市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。	○市民の声をしっかりと聞けるようアンケートの方法や設問について工夫して欲しい。
				2 意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。	
第9章	参画及び協働の推進	協働の推進	第30条	1 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	○協働してまちづくりに取り組むとあるが、積極的なものではなく、現在は、空家や人口減少等、社会的課題の解決に取り組む段階に来ているのではないか。
				2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	○市民活動団体と市民のマッチングがかなり増えている。 ○ふるさと寄附金の対象となっているNPO法人について、ずっと対象にするのではなく見直しも必要ではないか。
				3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	
第10章	その他	国、山口県他との連携	第31条	1 市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。	
				2 市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	○観光で他市と連携することで、防府市に来られる方が増えたり、他市の観光資源を知ったり、素晴らしいことだと思うので、県や他市との連携した取組を引き続き進めていただきたい。